

忠岡町立忠岡小学校いじめ防止基本方針

忠岡町立忠岡小学校

はじめに

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することにつながる。

そのために、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

第1章 いじめの防止に関する本校の考え方

1、いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・身体を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、地域住民、家庭、その他の関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

本校では、①「生きる力」の育成、②人権尊重と心の教育の充実、③規範意識を高め、自律をめざすことを教育目標としているが、学力向上や生徒指導において課題は多く、外部講師の招聘も含め、校内研修授業の改善や生徒指導体制の見直し等に取り組んでいる。

いじめの対応については、いじめは重大な人権侵害事象であり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるという認識のもとに、児童の安心・安全が保障され、豊かな人間性を育める学校づくりをめざし、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2、いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

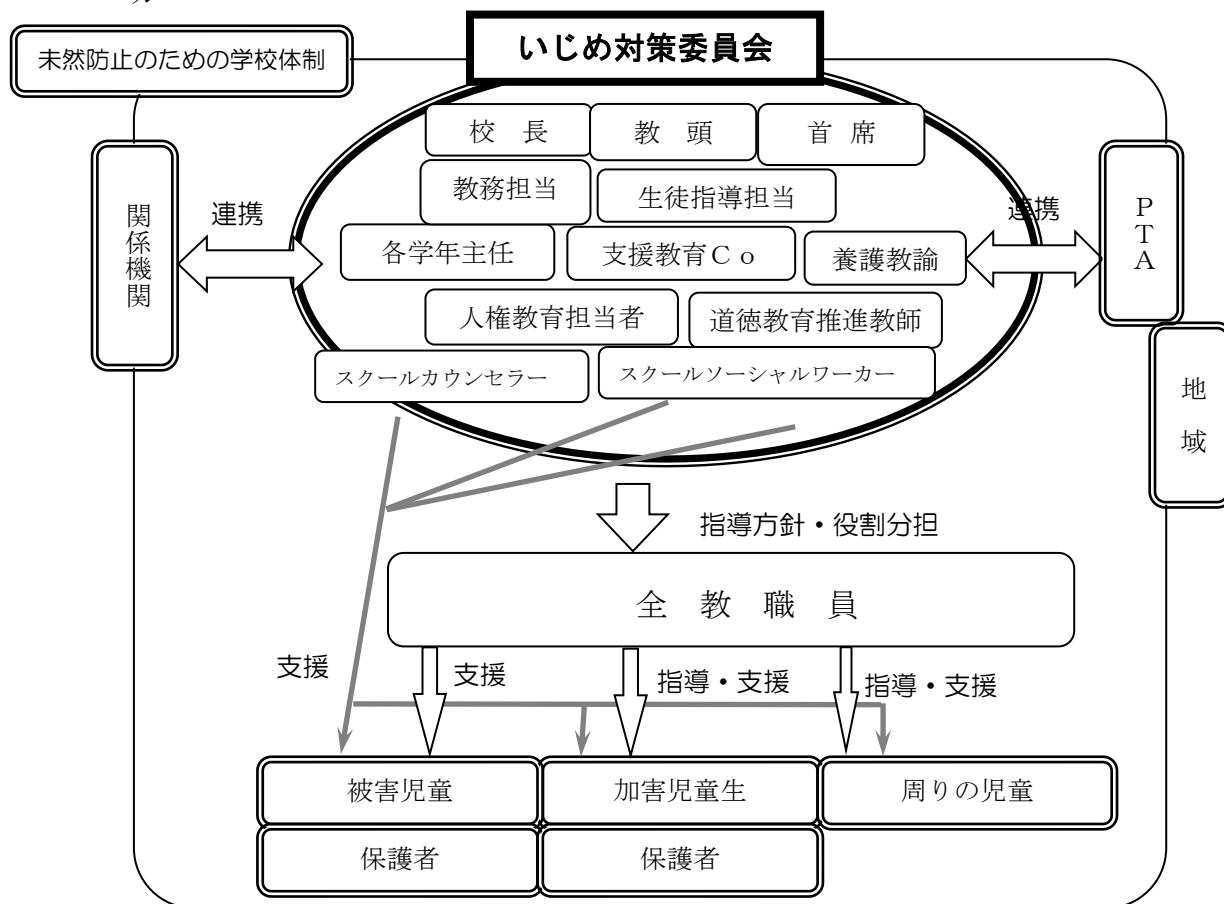
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称：「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、教務担当、生徒指導担当、各学年主任、養護教諭、人権教育担当者、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー



(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

忠岡小学校 いじめ防止年間計画													
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学校全体						
4月	保護者・児童への相談窓口周知 道徳の時間の計画的な実施						・第1回いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） ・相談箱の設置 ・「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 ・授業参観（わかる授業づくりの推進） ・第2回委員会（状況報告と取組みの検証 ・校内研修の実施（いじめ理解／わかる授業の推進／集団作り等）						
5月								家庭訪問					
								ペア遠足 忠小まつり準備					
6月								忠小まつり					
7月								夏休みに向けての注意 いじめアンケートの実施（全学年）					
8月													
9月	水泳授業						・いじめ状況調査 ・オープンスクール（わかる授業づくりの推進） ・第3回委員会（状況報告と取組みの検証）						
10月 11月	人権学習 （友達と なかよく する）	人権学習 （友達と なかよく する）	人権学習 （いじめ を考える）	人権学習 （いじめ を考える）	人権学習 （いじめ をなくす ために）	人権学習 （いじめ をなくす ために）							
	遠足	遠足	遠足	遠足	臨海学習								
	いじめアンケート 実施	いじめアンケート 実施	いじめアンケート 実施	いじめアンケート 実施	いじめアンケート 実施	いじめアンケート 実施 修学旅行							
12月	運動会準備・運動会 観劇会												
	世界人権週間/いじめをなくそう週間 冬休み前の注意												
1月	なわとび大会												

2月 3月	いじめア ンケート 実施	いじめア ンケート 実施	いじめア ンケート 実施	いじめア ンケート 実施	いじめア ンケート 実施	いじめア ンケート 実施	・授業参観（わかる授業 づくりの推進） ・第4回委員会（年間の 取組みの検証）
----------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、（年度当初及び各学期の終わりに）年4回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体で、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であること及び、すべての児童が安心・安全に学校生活を送れることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できることが求められる。この達成に向け、各教科等においては、児童の居場所づくりに向け、学習規律の確立や「わかる授業づくり」を推進し、また、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む人権学習、道徳的価値の自覚と自己の生き方の考えを深め道徳的实践力を育成する道徳の時間、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間においては、それぞれの特質に応じて、その充実を図りながら、いじめの未然防止を総合的に推進することが重要である。

この中で、児童が、様々な活動に主体的に取り組み、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、互いを認め、そして心のつながりを感じ、子ども同士の「絆」ができ、対等で豊かな人間関係を築き、人権を尊重した集団としての質を高めることができるプログラム化を行うことが必要である。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、いじめの定義・特色・防止・早期発見・対処等についての研修を定期的実施する。また、この研修には、「いじめられる側にも問題がある」といった、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うための内容や障がい（発達障がいを含む）のある児童についての理解を深める内容も盛り込む。

児童生徒に対しては、いじめについて考え、それをなくそうとする態度を育む授業を実施する。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、道徳の時間の指導を工夫し、また、特別活動、総合的な学習の時間を活用して、参加体験型の人権学習を実施する。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、授業を中心とした学校生活の中で、児童の不安や不満が高められることのないよう授業改善や行事等の取組みの見直しを図る。具体的には、①授業改善における「わかりやすい授業づく

り」を進めるために、公開授業や研究授業及び研究討議、そして外部講師を招聘しての研修を実施する。②互いを認めあえる集団づくりを進め、児童一人一人が活躍でき、自己有用感を高められるための取組み及びその内容の工夫を行う③ストレスに適切に対処できる力を育むために、道徳の時間や人権学習を中心として、困難に負けない自信を育み、他者への尊重や感謝の気持ちを高めることに努める。また、必要に応じ、ストレスとうまく付き合うためのワークショップも実施する。

- (4) 児童がいじめについて学び、いじめをなくそうとする姿勢を育むための授業を、9月に全学年で行う。
- (5) 児童会活動が常に児童が主体的となるよう努め、いじめに関する取組みでは、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、いじめの早期発見が重要であり、その基本として、①児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと②教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有すること③情報に基づき速やかに対応することがあげられ、そして、これらの徹底が図られねばならない。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 各学期にいじめに対するアンケートを行う。また5年生については、Q Uを利用してのいじめの把握も行う。日常の観察として、登校時や休み時間の様子を注意深く観察し、保健室を利用した時の様子の把握も行う。
- (2) 家庭訪問や懇談会等を利用したり、気になったりすることがあればすぐに連絡をしてもらい等保護者と協力していじめの把握に努める。また、こども安全見まもり隊等の地域の方々にも登下校時の気になる様子があれば連絡してもらうよう協力を依頼する。
- (3) 児童、その保護者に、4月当初に学校通信や朝礼等で相談窓口やまた相談ポストについて周知し、いじめについて抵抗なく相談できるような雰囲気の醸成に努める。
- (4) 気になる変化がみられた場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）が整理された情報を生活指導担当が集約できるようにし、その連絡を受けた校長が必要に応じ、関係者を招集し、適切な対応を行う。また、整理された情報の適切な管理は当然のことである。

第4章 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

また、具体的な児童や保護者への対応については、「いじめ対策委員会」が「組織」として判断し、対応を行わなければならない。

「いじめ対策委員会」での対応については、大阪府教育委員会作成の「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」を参考に、作成した「忠岡小学校 レベルに応じた問題行動への対応チャート」をもとに行う。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりする場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導担当、管理職等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、いじめ対策委員会が組織として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教

育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が組織として対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。また、必要に応じ複数での聞き取りを行う。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営をするとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校に

おける道徳教育、人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携する。

校外学習、運動会等の各行事は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童・保護者の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科や道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間において、情報モラルを高める工夫を行うとともに、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

平成26年3月25日 策定
令和4年4月1日 改正
令和6年4月1日 改正